



No. 409

10月

1部200円 年間 2200円(送料)

郵便振替 00980-3-100681

草根政治

発行 日本消費者連盟関西グループ

大阪府柏原市旭ヶ丘3-13-5 富洲カ

〒582-0026 TEL 072-977-7620

も 原子力政策見直しの行方は? — 1-5	憲法がまます違ふ裁判員裁判	20-21
く 食品の放射能汚染と向き合うが	6-16	住民自治をめぐって ④5 — 22
じ 主な原発情報 — 17-19	あはれ 23-24	/ インタビュー 21

原子力政策見直しの行方は?

末田一秀 (はんげんぱつ新聞編集委員)

原子力政策大綱の見直し

福島原発事故の影響を受けて、中断していた原子力政策大綱の議論が、9月27日、再開されました。

現行の原子力政策大綱は、2005年10月に策定されたもので、2030年以後も総発電電力量の30~40%程度が、それ以上の供給割合を原子力発電が担う再処理路線を継続する。高速増殖炉は、2050年頃から商業ベースでの導入を目指すとしています。これまでの原子力長期計画はほぼ5年ごとに見直されており、現大綱も策定から5年余を経過したため、原子力委員会は昨年11月に新大綱策定会議を設置して議論を開始し、3月8日の第5回会議で早くも原発を基幹電源と位置付ける中間とりまとめを行っていました。

議論の再開にあたって、原子力委員会の新大綱策定会議の何人かの委員が入れ替えになりました。東京電力の清水社長(当時)が関電の八木社長に替わったような例を除くと、外れたのはテレビによく出ている青山繁晴氏と東大の大橋弘忠教授です。青山氏は、5月初旬に福島第一原発の内部取材を敢行し、テレビで放映したのが問題になったのでしょうか? 大橋教授は、やらせがあった佐賀でのプルサーマルシンポジウムで「プルトニウムは飲んででも安全」「地震など原発には関係ない話」「格納容器が破損するなどあり得ない。1億年に1回の確率」などと発言していたいわくつきの人物。さすがに出てこれないのでしょうか。替わって追加になった委員は、海老原紳住友商事顧問、大橋忠晴日本商工会議所副会頭、首藤由紀社会安全研究所長、山口彰阪大教授と

金子勝慶応大教授です。このうち、脱原発派は金子教授のみ。全体でも 28 人中 4 人だけです。そのため、再開後の第 1 回にあたる会議では、原発の地元経済や雇用への配慮などを求める意見が続出したそうです。

前回に引き続き委員になり、孤軍奮闘している原子力資料情報室の伴さんには悪いけれど、ここでの議論が脱原発への転換につながる展望は開けていません。なにせ、原子力委員会の近藤委員長は、2004 年 11 月に自治労が行った申し入れに対して、「原子力委員会の使命は原子力基本法に明記してあり原子力利用の推進であり、脱原発の検討は法違反」と回答した人物です。

エネルギー基本計画の見直し

原子力政策大綱よりも注目されているのが、エネルギー政策基本法にもとづくエネルギー基本計画です。エネルギー政策基本法は、東京電力副社長出身の自民党議員加納時男らが 2002 年に議員立法したもので、私は、電力自由化の競争に勝ちぬかなければならない電力がお荷物になった原子力をあらためて国策として位置付けることを狙った法律とみてきました。2003 年 10 月に閣議決定されたエネルギー基本計画は、政権交代後の昨年 6 月に全面改訂されています。政権交代による政策転換が期待されたにもかかわらず、2030 年までに 14 基の新增設 プルサーマルの実現等核燃料サイクル早期確立のための取組推進 高速増殖炉サイクルの早期実用化を目指した技術開発等 高レベル放射性廃棄物最終処分候補地選定に向けた取組の強化 といった、より原子力推進を打ち出したものでした。

当然、福島原発震災を受けて「エネルギー基本計画は白紙に戻して議論する」(菅首相 5 月 10 日記者会見)とされ、これから見直し作業が開始されました。議論の場は、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の下に設けられた「基本問題委員会」です。野田内閣で最初に経済産業大臣になった鉢呂さんは、この委員会のメンバーを賛成反対同数にすることを狙っていて、そのために原子力村から「放射能つけちゃうぞ」という発言をでっち上げられ、数日で辞任に追い込まれたのではないかと疑われています。枝野大臣になって、9 月 27 日に公表されたメンバー 25 人には反対・慎重派が約 3 分の 1 となる一方、電力会社等のエネルギー産業からは一人も委員が選ばれませんでした。

革新的エネルギー環境戦略？

原子力委員会や総合資源エネルギー調査会での議論とは別に、国家戦略相が主催する新成長戦略実現会議のエネルギー・環境会議も革新的エネルギー・環境戦略を政府一丸となって策定するとして、7 月 29 日に中間整理を行っています。同会議は、国家戦略相を議長に、経済産業大臣、環境大臣、外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 議長の指名する内閣官房副長官で構成されています。

10 月 3 日に開かれた第 3 回会議では、戦略の基本理念が次のように示されています。

基本理念 1：新たなベストミックス実現に向けた三原則

原則 1：原発への依存度低減のシナリオを描く。

原則 2：エネルギーの不足や価格高騰等を回避するため、明確かつ戦略的な工程を策定する。

原則 3 : 原子力政策の徹底検証を行い、新たな姿を追求する。

基本理念 2 : 新たなエネルギーシステム実現に向けた三原則

原則 1 : 分散型のエネルギーシステムの実現を目指す。

原則 2 : 課題解決先進国としての国際的な貢献を目指す。

原則 3 : 分散型エネルギーシステム実現に向け複眼的アプローチで臨む。

基本理念 3 : 国民合意の形成に向けた三原則

原則 1 : 「反原発」と「原発推進」の二項対立を乗り越えた国民的議論を展開する。

原則 2 : 客観的なデータの検証に基づき戦略を検討する。

原則 3 : 国民各層との対話を続けながら、革新的エネルギー・環境戦略を構築する。

国民的議論のところでは、「原子力発電に関しては、現行計画を白紙から見直し、その依存度を下げるという方向性は国民全体が共有できるものであるとすれば、この『原発への依存度低減のシナリオを具体化する』という共通テーマで国民的議論を展開する。」と説明されています。

第 3 回会議は、コスト等検証委員会の発足も決め、年内にそのコストの検証報告と基本方針が出る予定になっています。示されているスケジュールでは、来春に戦略(エネルギーシフト、核燃料サイクル)の選択肢が提示されて、「国民的議論を開始」するとされており、夏ごろには「革新的エネルギー・環境戦略」を策定するとしています。

政治主導を掲げる民主党は、この場で方向性を示し、エネルギー基本計画や原子力政策大綱はこれにあったものとして同じく来年夏に策定するというシナリオを描いているのです。政治主導により政策変更が可能になるのであれば歓迎しますが、一部の大臣による密室議論で決まるのはごめんです。市民にも開かれた国民的議論がどのように保障されるのが注目していきたいと思います。いずれにしても全ての原発が止まる予定の来年の春から夏に向けて、脱原発の声をどれだけ広げていけるかが勝負になります。

さようなら原発 6 万人集会

その春までに 1000 万人の署名を集めようと、鎌田慧さん、大江健三郎さんなどが呼びかけている「さようなら原発集会」が、9 月 19 日、東京・明治公園で開かれ、6 万人の人であふれかえりました。私も参加しましたが、途中から身動きができなくなり、大阪からのメンバーに落ち合うこともできなくなりました。最寄りの千駄ヶ谷駅はホームにまで人があふれ、電車は 1 時間近く通過せざるを得なくなるほどでした。

大江健三郎さんは、「私たち日本人は、これからもさらに原発の事故を恐れなければならない。私たちは、それに抵抗する意思を持っている。その意思を、想像力を持たない政党の幹部や、経団連の実力者たちに思い知らせる必要があります。そのために、私たちに何ができるのか。私たちには、この民主主義の集会、市民のデモしかないのがあります。しっかりやりましょう。」と挨拶を行いました。

おもしろかったのは、1000 万人の署名を集めようという集会にもかかわらず、大江さんの後で次のように挨拶した俳優の山本太郎さん。「いまできることは何でしょうか。先日、河野太郎さんとお話してきました。その時におっしゃっていました。デモや署名は、政治家たちにとっては、何にも痛くない話だと。たくさん集められた署名は、

どこかの倉庫にぶち込まれるだけです。デモをしても、少し目障りだなと思われるだけです。一番必要なのは、人々の力です。市民の力ですよ。それぞれの選挙区で、代議士の事務所に行って、プレッシャーをかけることです。その代議士が、どういう立ち位置にいるのか。どういうつもりなのかを、はっきりさせるのです。でないと、この先は無いと思います。この先の日本は、核廃棄物の置き場になるだけだと思います。」

多様な価値観が大きくなうねりを作り始めた今、脱原発への道筋は後戻りすることがないと確信することができます。

菅前首相の回想録

マスコミ各紙に菅前首相のインタビューが掲載されました。

菅さんが、事故発生直後に、事故の今後のシミュレーションを依頼したところ、原子力委員会の近藤駿介委員長らの「助言チーム」は、二つの炉から放射性物質が大量放出すれば、200キロ圏内で強制退避が必要と見積もったそうです。「いくつかのところに最悪のシミュレーションを頼んでいた。最悪をちゃんと想定して、そうならないように。200キロで首都圏の一部が入る。250キロといえば、ほとんど首都圏全部だ。3千万人だ。避難というレベルを超えている」「最悪の状況では国そのものが機能しなくなるかもしれない。そんなリスクをカバーできる安全性とは何か。その答えは原子力に依存しないことだ」

がれき処理の問題

被災3県で通常ごみの11年分と言われる震災がれき、現地だけでは処理しきれないので広域処理の方針が打ち出されましたが、放射能汚染の心配から処理が進んでいません。

徳島市議会は、9月15日、全会一致で「放射性物質で汚染された廃棄物の処理に関する意見書」を採択し、「仮に放射性物質で汚染された瓦れき等の廃棄物が各地方自治体で焼却処理されれば、全国の焼却場から放射性物質が再拡散することになる。また、焼却炉自体が汚染されるなど、地方自治体での焼却処理は現実的ではないと言わざるを得ない。」として、以下の対策を国に要請しました。

- 1 放射性物質で汚染された瓦れき等廃棄物の焼却処理及び焼却灰の処理については、上記特別措置法の趣旨に沿い、収集から処理に至るまで、すべて国の責任において実施し、全国の各地方自治体に転嫁しないこと。
- 2 上記特別措置法の施行期日（平成24年1月1日）までの間、放射性物質で汚染された廃棄物が全国各地に移動しないよう、厳格な監視態勢をしくとともに、違反事例に対しても万全の対策を講じること。

岐阜市議会在全会一致で同様の決議を上げるなど、拒否の動きは広がっています。

一方、東京都は9月30日に岩手県と協定を結び、宮古市の災害廃棄物1万1000トンを受け入れることになりました。全国で初めての広域処理の実現になります。

これに勢いを得た環境省は、10月7日に、都道府県に「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査」を依頼しました。この調査は、市町村ごとの検討状況と受入処理能力を聞いて、広域処理を進めようとするものです。4月段階でごみ処理の余力を調査した結果が、雑誌アエラに載り、各地で災害廃棄物の受け入れが決まっているかのような印象を与えましたが、その調査のやり直しにあたるものです。環境

省は回答を取りまとめて被災地自治体に提供し、被災地側の希望を踏まえて広域処理のマッチングを進めるとしています。環境省の地方事務所が被災地自治体と受入側自治体との初回の会議をセットし、その後は当事者同士の調整を原則としつつ、自治体間の調整にも乗り出すというのです。

調査票を見てみると、気になるところがいくつもあります。まず、検討状況の質問は、「A 既に受入れを実施している」「B 被災地への職員派遣や検討会議の設置等の具体的な検討を行っている」「C 被災地への職員派遣や検討会議の設置等を行っていないが、受入れに向けた検討を行っている」の三択です。受け入れない方向という選択肢はありません。もう一つ気になるのは、依頼文にある次の記述です。「本調査の結果について、個別の地方公共団体名は公表しないこととしています。」放射能汚染の心配を払拭して、広域処理を進めるには徹底した情報公開による市民の理解が必要だということを環境省は全く理解していないようです。

大阪府のがれき処理の方針は

大阪府は、関西広域連合で支援先として決められた岩手県の震災廃棄物を受入れる方向で検討を進めています。がれきの放射能問題を検討するため、「大阪府災害廃棄物の処理指針に係る検討会議」が設置され、山本孝夫阪大教授（放射線管理）、飯田敏行阪大教授（放射線測定）、児玉靖司府大教授（放射線生物学）、藤川陽子京大准教授（放射性廃棄物）の4人が委員となりました。検討会議では、配慮すべき放射性物質は、セシウムだけで、ウランやプルトニウムなどについては対象としなくてよいのか運搬、焼却、埋立処分といった各工程において放射性物質をどのように管理すべきか受入れる廃棄物そのものや焼却灰に含まれる放射性物質を管理する目安はどうあるべきか各工程における放射性物質の測定の方法や場所、頻度などはどうすべきかが検討されることになっています。

9月26日に開かれた第1回会議では、国の考え方と大阪府に届いた約700件余りの府民意見をもとに論点整理が行われています。また、上記の に関しては、現状ではセシウムに限定しても差し支えないとの意見が出されています。

府は、検討会議の結果を踏まえ、年内を目処に処理指針を策定する予定で、第2回の検討会議は本稿執筆後の10月24日に予定されています。

処理指針が策定されても、大阪府内で震災がれきの焼却処理が始まるわけではありません。震災がれきは、法律の区分では「一般廃棄物」に該当し、処理責任は府ではなく市町村にあるからです。廃棄物処理法施行令第4条第9号では、一般廃棄物の処分・再生の委託先が他の市町村の区域内にあるときは、あらかじめ、受入先市町村に対して、処分又は再生の場所、受託者の名称と廃棄物の種類、量、処分・再生方法、処分等の開始日を通知することとされています。この場合の通知とは、同意を得ることを意味します。廃棄物処理法第6条第3項では、「市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。」とされていて、受入先自治体と密接に連絡を取り、お互いの計画に齟齬がないよう努める必要があるからです。つまり、環境省や大阪府によりどのような調整がされようと、受入先自治体の意向に反して、一般廃棄物が広域移動して処理されることはないのです。